

(仮称) 川崎市生田・生田乳児保育園改築設計業務委託

プロポーザル補足資料

1. 本資料の位置づけ

本書は、川崎市（以下「本市」という）が、「（仮称）川崎市生田・生田乳児保育園改築事業（以下「本事業」という）」の実施において、市が応募者に要求する業務水準の目安を示すものです。

2. 事業の目的

(1) 公立保育所の今後の役割

本市は、平成24年9月に「『新たな公立保育所』のあり方基本方針（以下、「基本方針」と言います。）」を策定し、既存の公立保育所のうち各区3か所の施設を「新たな公立保育所」として位置づけ、今後も保育を実践し、更なる専門的知識とノウハウ等を蓄積しながら、次の3つの機能を強化することとしました。

- ① 地域の子ども・子育て支援機能
- ② 民間保育所への支援機能
- ③ 公・民保育所人材の育成機能

公立保育所は今後、「基本方針」に基づいて、少子化・核家族化の進展等を背景として、子育てについて負担に思うことや悩みを抱えている多くの親を支援する機能を強化するとともに、女性の社会進出の促進、就労形態の多様化等により、依然として増加傾向にある本市保育需要に、民間保育所の受入枠を拡大し対応を図る中で、民間保育所との連携・交流を強化し、公・民保育所の人材育成の取組を推進していきます。

(2) 生田・生田乳児保育園の状況

多摩区3か所の「新たな公立保育所(土淵、生田、菅)」でも、「基本方針」に掲げる公立保育所としての機能強化の取組を推進しているものの、園舎の狭隘さから、機能強化の取り組みに必要なスペース確保が困難であり、近隣に単独型「地域子育て支援センター」等地域親子の集まる場が少ない地理的課題も相まって、機能強化を阻む要因となっています。

また、「生田・生田乳児保育園」は築49年目を経過し、劣化・老朽化がかなり進んでおり建物の更新時期が到来しています。

(3) 建てかえの基本方針

こうしたことから、「生田・生田乳児保育園」は建物の更新時期を契機として、狭隘解消と事業スペースの捻出など効果的な建てかえを実施することで、新たな公立保育所としての機能強化の実現性を高めることを第一の目的とします。

3. 建物の基本コンセプト

整備にあたっては、別添諸元整理表①・②の要件を満たすことを基本とします。また、次の事項を建物の基本コンセプトとします。

- (1) 地域に開かれた、親しみやすい外観により、入所している児童とその保護者以外の親子も気軽に立ち寄ることができる施設であること。
- (2) 子どもたちが生活する場としてふさわしく、安心して快適な空間であること。
- (3) 地域子育て支援センターや、保育従事者の研修会など、保育事業以外に多目的な活用が可能な施設であること。
- (4) 施設の利便性・機能性が高いこと。
- (5) 周辺環境との景観の調和、安全性等に十分配慮しており、自転車による送迎が周辺道路の交通の妨げにならないよう、駐輪スペースが十分確保されていること。
- (6) 建物の維持管理がしやすいこと。

4. 整備対象施設等

(1) 敷地概要

本事業の整備予定地の概要は、下記の通りです。

- | | |
|----------|---|
| ①建設予定地 | 川崎市多摩区西生田3-15-10 |
| ②敷地面積 | 約1,714㎡ |
| ③用途地域 | 第1種低層住居専用地域 |
| ④建蔽率／容積率 | 50％／100％ |
| ⑤防火指定 | 準防火地域 |
| ⑥日影規制 | 3時間／2時間—1.5m |
| ⑦前面道路 | 東側：約4m（セットバック済）、西側：約5m |
| ⑧留意事項 | 敷地の南側は、歩行者が通行可能な通路が確保されているが、通路のセンターから保育所側は、当該保育所の敷地の一部です。 |

(2) 整備対象施設の概要

本事業で整備する認可保育所の定員は95人で、必要な部屋、年齢別定員等の基本スペックは以下のとおりです。

本市の設置基準に適合し、下記表の面積を一定の目安とした施設・園庭を整備してください。

建物は木造2階建てとします。

◆新園舎各室面積(壁芯面積)

	基準面積[m ²]	設置階
保育室	303.00	1・2階
事務室	50.00	1階・玄関付近隣接
医務・処置室	15.00	1階・事務隣接
教材室	10.00	1・2階
面談室	5.00	1階
玄関	20.00	1階
職員更衣休憩室	30.00	1or2階
配膳・調乳室	15.00	2階
沐浴室	10.00	2階
洗濯室	5.00	1or2階
乳幼児用トイレ	25.00	1・2階
職員用トイレ	15.00	1・2階
車椅子用トイレ	6.00	1階
倉庫	20.00	1階
調理室	60.00	1階(検品下処理、休憩室含む)
支援・研修スペース	100.00	1階・玄関入口付近隣接
共用部分 ※1	285.00	
合計	950.00	

※1 共用部分は廊下、階段、収納等

◆保育室(内法面積 ※3)・園庭必要面積算出

	定員 ※2	保育室面積[m ²]	設置階	園庭面積[m ²]
0歳	9+3	39.60	2階	—
1歳	12+3	49.50	2階	—
2歳	14+3	33.66	2階	56.1
3歳	20+3	45.54	1階	75.9
4歳	20+3	45.54	1階	75.9
5歳	20+3	45.54	1階	75.9
合計	113	259.38	—	283.8

※2 定員は95名であるが、待機児童解消対策として、各歳児定員+3名の受入可能な計画とすること。

※3 保育室面積は、固定式家具、水道、押入等の部分を控除した、内法面積とすること。

5. 遵守すべき法令関係

本事業の遂行に際しては、関連する以下の法令、条例、規則、要綱などを遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本事業の整備基準等と照らし合わせて適宜参考にするものとします。

なお、適用法令及び適用基準は、業務着手時の最新版を遵守するものとします。

(1) 法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 文化財保護法
- ・ 道路法
- ・ 道路交通法
- ・ 電気事業法
- ・ 電波法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 消防法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 各種の建築関係資格法・建設業法・労働関係法
- ・ 児童福祉法

- ・ 児童福祉施設最低基準
- ・ 保育所保育指針
- ・ その他関係法令等

(2) 条例

- ・ 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・ 川崎市建築基準条例
- ・ 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例
- ・ 川崎市福祉のまちづくり条例
- ・ その他条例等

(3) 参考基準・指針等

本業務を行うにあたっては、以下の国土交通省大臣官房官庁営繕監修の基準を適用します。なお、これらはすべて最新版を基本とし、事業期間中に改訂された場合は、改訂内容への対応等について協議を行うものとします。

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書
- ・ 建築保全業務共通仕様書
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 建築設計基準
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準

6. 設計業務の基本方針

(1) 周辺環境・景観への配慮

- ① 近隣の家屋等に対する騒音、日影、視線、電波障害等に配慮した施設計画（施設配置、高さ）とするとともに、必要な対策を施してください。
- ② 建物のデザインについては、周辺環境及び景観との調和を図るとともに、市民に愛され、親しまれるデザインとなるよう、配慮してください。
- ③ 徒歩・自転車による送迎やサービス動線に配慮した施設配置を行ってください。
(川崎市の公立保育所への車による送迎は禁止しています。)

(2) 利用者への配慮及び機能性の確保

- ①限られた敷地を有効に活用するとともに、効率性・機能性の高い施設となるような諸室の配置・動線計画を行ってください。特に、園庭や調理室は、その運用方法を想定した配置・動線計画となるよう配慮してください。
- ②乳幼児が長時間生活する施設として、心理的に安定して過ごせる、快適な室内空間となるよう努め、また、乳幼児の身長や運動能力に配慮した構造としてください。
- ③利用しやすく、かつ安全・衛生面に十分に配慮した施設となるよう計画してください。
- ④保育所を利用する乳幼児の安全・安心を確保するため、不特定の者がみだりに建物内に入ってくることをないように対策を施してください。
- ⑤障害児や、妊産婦、高齢者等の利用を想定し、全ての利用者にとって安心、安全に利用できるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に配慮してください。

(3) 適正な防災計画

- ①災害発生時の避難経路が分かりやすいものとなるよう留意してください。
- ②耐震性に優れた構造としてください。

(4) 地球環境への配慮

- ①施設整備から将来の施設解体に至るまで、省エネルギー、廃棄物発生抑制等に配慮し、環境負荷低減技術の導入を図り、環境保全に寄与するよう努めてください。
- ②保守管理保守面での効率化を図り、清掃しやすく管理しやすい仕上げとしてください。

(5) その他留意事項

園庭には多くの植物が植えてあり、職員や保護者の皆様が管理しております。設計時にはこれらの植物に可能な限り危害を加えないでください。

(仮称) 川崎市生田・生田乳児保育園改築事業 諸元整理表①(案) ー配置・広さ等に関する事項ー

■各諸室は基準面積のため、実際の運用に併せた増減は可とする。ただし、各保育室及び園庭については、必要面積とする。
 ■書面では伝わらない詳細な諸元事項については現場職員の要望も想定されるため、基本設計時において再度協議すること。

諸室名等			整備基準	望ましい水準
諸室名	必要諸室数	基準面積	※ 必要諸室数「ー」：必要に応じて又は可能であれば設置する。 ※ 必要面積「ー」：設置備品及び利用目的、利用者数に応じて必要な面積を確保する。	
■ 配置計画				
敷地内配置計画			<ul style="list-style-type: none"> ・隣接する民家や小学校への騒音や視線によるプライバシー干渉などの影響を最小限にする配慮をすること。 ・調理室への食材搬出入及びゴミすでの動線を独立して確保すること。 ・諸室計画を満足したうえで、可能な限り、広い地上園庭を設けること。 ・諸室計画を満足し、園庭面積に影響を与えないよう配慮しながら、駐車スペースを設けること（2t車1台分）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・限られた敷地条件の中でも、1階で土に触れて遊べる工夫がなされていることが望ましい。 ・児童が園庭に出る時間帯（午前中及び午後3時以降）の日当たりがよいことが望ましい。 ・保育園入口までの動線に隣接して駐車・駐輪スペースを設ける場合には、児童の安全確保に配慮することはもちろん、スムーズな動線計画であることが望ましい。
建物内配置計画			<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民への配慮のため、木造2階とすること。 ・屋上を設ける場合は建物内部に屋上まで通じる階段を設置すること。 ・3歳児室、4歳児室、5歳児室、事務室、面談室、玄関、玄関ホール、車椅子用トイレ、幼児用トイレ、倉庫、調理室、検品室、下処理室、調理事務・休憩室・調理室トイレ、支援・研修スペースは1階に配置すること。 ・0歳児室、1歳児室、2歳児室、調乳室、沐浴室、乳児用トイレ、倉庫、乳幼児用トイレは2階に設置すること。 ・職員休憩室更衣室、洗濯室は1階または2階に設置すること。 ・教材室は1階及び2階に一箇所ずつ設置すること。 ・保育室内2階の園庭向き部分には、ベランダ（最低でもバルコニー）を設置すること。 ・エレベーターを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各保育室と、玄関、事務室、調理室、園庭へのスムーズな動線が確保されることが望ましい。 ・事務室は、防犯及び事故防止の観点から、玄関、地上園庭、保育室等、広く施設内の様子を可能な限り目視で見渡すことができる配置となることが望ましい。
■ 諸室計画				
保育室(共通事項) ※以下に示す面積は内法面積とする			<ul style="list-style-type: none"> ・主採光面の向きは、周辺民家への視線干渉に配慮すると共に室内の通風、採光をはじめ温熱環境に配慮すること。 ・中間期の自然通風の確保及び夏期の西日対策を行うこと。 ・職員からの死角が生じないよう、保育室は出来る限り正方形もしくは長方形となるよう配慮すること。 ・隣接する保育室間の間仕切りは、行事の実施や、入所児童の年齢構成の変化など将来の保育ニーズに柔軟に対応できるように、可動パーティションの採用など柔軟性のある設計にすること。また、廊下や他クラスからの視認性を持たせた仕様とすること。 ・4歳児室、5歳児室間を可動パーティション等で2分できるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2階の保育室は、できるだけ園庭やテラスなどの外部空間との連続性を感じられる設えとすること。 ・保育室の出入口廻りは園児が識別しやすいよう画一性を排する工夫やまた遊びを始め多目的なスペースとなるよう適切な広さの確保とつらえを施すことが望ましい。 ・保育室同士が隣接する間仕切りは、構造上可能な場合は可動式とすること。
0歳児室	1	40㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・調乳室を隣接させること。 ・沐浴室を隣接すること。 ・ほふく室のスペースを確保すること。 	
1歳児室	1	50㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・可動パーティション等で2分できるようにすること。 ・2歳児室に通り抜ける開口部を設けること。 	
2歳児室	1	34㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳児室に通り抜ける開口部を設けること。 	
3歳児室	1	46㎡以上		・幼児用トイレが隣接していることが望ましい。
4歳児室	1	46㎡以上		
5歳児室	1	46㎡以上		
調乳室	1	5㎡	<ul style="list-style-type: none"> ※ミルクを作るための部屋であり、衛生に配慮した仕様としてください。 ・0歳児室に隣接して設置すること。 	

支援・研修スペース	1	100㎡	<p>※近隣の保育園職員（40～50人規模）が集まり定期的に会議や研修等を行う部屋です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階に設置すること。 ・保育所玄関とは別の外部入口を設置すること。（保育所内部からもアクセスできるようにすること。） ・柱などが部屋の中央部に出ることがないように配慮すること。 ・3人掛けテーブル17台、椅子55脚、教卓1台、ホワイトボード1台（可動式）が確保できる広さを確保すること。 ・可動パーテーション等で2分できるようにすること。 ・長机（20台分）及び椅子60脚等を収納できる倉庫を設けること。 ・専用トイレ・給湯スペースを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室からの視認性が確保できるよう、両室間に開口部を設けること。
教材室	2	10㎡	<p>※保育活動に必要な各種教材を保管する部屋です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階及び2階に1箇所ずつ設置すること。 ・押入れ棚、絵本棚を設置すること。 	
面談室	1	5㎡	<p>※保護者と職員等が面談を行うスペースです。プライバシーに配慮した仕様としてください。</p>	
乳幼児用トイレ兼大人用トイレ(共通事項)			<ul style="list-style-type: none"> ・定員に見合う設備数を有していること。 ・大人用トイレを乳児用トイレ内、幼児用トイレ内及び乳幼児用トイレ内にブースを1箇所設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動線に余裕のあるレイアウトであることが望ましい。
乳児用トイレ (洋式)	立式1 洋式3	25㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・0～2歳児室のある2階に設置すること。 ・1歳児室及び2歳児室間に設置すること。 	
幼児用トイレ (洋式)	立式2 洋式4		<ul style="list-style-type: none"> ・3～5歳児室のある1階に設置すること。 ・3歳児室に隣接すること。 ・洋式用は仕切りを設けること。 	
乳幼児用トイレ (洋式)	乳児洋式1 幼児洋式1		<p>※主に園児の園庭活動時に使用する室内外用トイレです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階に設置すること。 ・園庭に繋がる箇所、及び遊戯室兼研修室付近に設置すること。 	
車椅子用トイレ 調理室等(全体)	1	6㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・1階に設置すること。 ・調理室は定員に見合う機能を有する設備を設置し、隔壁で区画すること。 ・給食運搬用のダムウェーター（1階～2階）を設置し2階に配膳スペース（5㎡程度）を確保すること。 ・園児、保護者が出入りする玄関とは別に、食料品等専用搬出入口を設置すること。その搬出入口より検品室から下処理室、調理室への動線を確保すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムウェーターは0歳児室に隣接する調乳・配膳スペース室内に設けること。
調理室	1	60㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・1日最大100名程度の児童の食事（離乳食含む）の提供、及び2名程度の職員が調理業務を行うために必要な広さを確保すること。調理室内のレイアウトについては、衛生面への配慮ならびに職員の動線、食品の加工過程などの機能性に配慮すること。 ・各階への配膳がスムーズに行えるような、動線・設備を確保・提案すること。 ・調理室勝手口に75ℓゴミベール3つを置けるゴミ置き場を確保すること。付近に散水栓を設置しゴミ置き場を清潔に保てるようにすること。 ・床はドライ仕様とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の観点から、児童から調理している姿が見えるようにするなど、調理室が児童になじみやすいよう工夫されていることが望ましい。 ・事務室から調理室が見渡せるよう、両室間に開口部を設けること。
検品室	1		<p>※業者より搬入される食材の検査を行うための諸室です。</p>	
下処理室	1		<p>※業者より搬入された食材の下ごしらえをするための諸室です。</p>	
調理事務・休憩室・調理室トイレ	1		<ul style="list-style-type: none"> ・事務机（移設品）1台とロッカー4名分（備品購入分）が設置できる広さを確保すること。 	

玄関	1	20㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・約100世帯の親子が朝夕に出入りするのに十分な広さを確保すること。 ・玄関もしくは庇部分に、折りたたんだベビーカー（20台程度）の置き場を確保すること。 	
事務室	1	50㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関に隣接させると共に、園庭への視認性を確保すること。 ・事務室内に、移設する事務机4台、ミーティングテーブル（10人がけ）、FAXコピー複合機、事務ができる広さを確保する。 ・県警通報システムの設置スペースを確保し、必要な回線工事を行うこと。 ・事務室内に鍵かけ式の書庫を設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室から園庭へのアクセスを容易にするような開口部を設けることが望ましい。 ・事務室の窓口部分を開放性を持たせたオープンな設えとすることも可とする。
医務・処置室	1	15㎡	<ul style="list-style-type: none"> ※児童の医療的処置や児童の静養をとるための諸室です。 ・事務室に隣接すること。 ・部屋を2分し、間仕切間にドアを設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室内に設置することも可とする。
更衣室（ロッカールーム）	2	30㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別に設置し、それぞれ以下のロッカーを置ける広さを確保すること。 ・女性更衣室には、ロッカー20人分（備品購入）を設置すること。 ・男性更衣室には、ロッカー4人分（備品購入）を設置すること。 	
職員休憩室	1		<ul style="list-style-type: none"> ※職員が休憩時間に食事や、事務作業をするための部屋です。 ・更衣室との動線を考慮すること。 ・男女供用の休憩室のため、更衣室と職員休憩室が直接出入りできる提案の場合は、更衣室の扉開閉時もプライバシーに配慮した仕様とすること。 	
沐浴室	1	5㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児室に隣接して設置すること。 ・乳児沐浴槽は園児の安全に配慮され、職員が使用する高さ等に適したものを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児用シャワーパンは別室に設置することも可とする。
洗濯室	1	5㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機2台（移設品）、その上に乾燥機1台（移設品）が設置できる広さ・設備を確保すること。 ・子どもの遊びに支障にならないような場所で、洗濯室から出やすい位置に洗濯物を干すスペースを確保すること。 	
倉庫	1	20㎡	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具や掃除機、身長計等の備品を収納できる広さとなるよう配慮すること。 	
廊下			<ul style="list-style-type: none"> ・屋内廊下とすること。 	
階段			<ul style="list-style-type: none"> ・蹴上がり160mm以下、奥行き280mm以上とすること。 ・滑り止めを設置すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手すりは、子供用に設置するとともに、大人用にも上部に設置し2段とすることが望ましい。
■ 外構計画				
正門			<ul style="list-style-type: none"> ・玄関前には児童の飛び出し防止対策を講じること。 	
園庭	1	概ね340㎡以上	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣への騒音や目線に配慮するとともに、児童の安全確保を十分に図ることができ構造・外周構造とすること。 ・跳び箱、マット、フラフープ等体育用具を収納する倉庫及びちやぼ小屋を設けること。 ・現園の園庭遊具のうち、次のものは新園庭に移設すること。 <ul style="list-style-type: none"> □遊び小屋 ・新園庭には、最低限次の遊具を設置すること。ただし、現園庭から移設可能なものは活用すること。 <ul style="list-style-type: none"> □ジャングルジム □砂場 □鉄棒 □おべり台 □うんてい 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具部分を除き、小山等は設けず園児が自由に広々と遊べるスペースをできるかぎり確保することが望ましい。 ・必要な諸室配置を行ったうえで、出来る限り広い面積を確保することが望ましい。 ・職員から死角となる部分をできる限り減らすとともに、遊びやすさの観点から、園庭は、できる限り正方形／長方形とすることが望ましい。 ・避難経路とともに、建物メンテナンスに車両が出入りできるゲートがあると望ましい。
テラス	1	—	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭から1階園舎に繋がる範囲に設置すること。 ・奥行きは1800mm程度とすること。 	

ベランダ	1	—	・近隣への騒音や目線に配慮するとともに、児童の安全確保を十分に図ることができる構造・外周構造とすること。 ・外階段及びすべり台を設置すること。	
園児用プール	1	—	・2階テラスに乳児用プール（移設品）、園庭に幼児用プール（組立式）を設置すること。 ・組立式プール及びプールで使用する備品を仕舞うスペースを確保すること。	
バギー置場スペース	1	—	・玄関に隣接させると共に、雨に濡れない位置に計画すること。	
洗濯物干場スペース	1	—	・地上部に設置すること。	
駐車スペース	1	—	※送迎及び調理食材搬入のための駐車スペースとしての利用を想定しています。 バリアフリー法の車椅子利用者送迎用駐車場を想定し、設置する。一次的に送迎および食材搬入としても利用可とする。	
駐輪スペース	1	—	・自転車で送迎を行う保護者が駐輪できるよう、10台程度（職員用の駐輪スペースは含まない。）の自転車が駐輪できるスペースを確保すること。	・駐輪スペースから玄関への動線が近いほうが望ましい。
外構			・保育所外周には侵入防止のために十分な高さのフェンス等（H1800以上が望ましい）を設置すること。 ・民家との隣接面には、防音・視線に配慮したフェンス又は壁を設置すること。	・外周部分には、景観・環境に配慮するため花壇の設置もしくは植栽することが望ましい。植栽は季節に応じて季節のうつろいを感じる樹種（例えば桜等）が望ましい。
■ 構造計画等				
基本方針			・構造計画は、設計条件に適合させながら、安全性、経済性及び施工性等を十分に配慮して行うこと。 ・関係法令等を遵守すること。 □川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 □建築基準法 □川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 □川崎市福祉のまちづくり条例 など ・シックハウス対策等、利用者等の健康及び安全に十分に配慮すること。 ・施設整備を行うにあたり、近隣への騒音等の環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、法人の責任において、誠意をもって対応すること。 ・施設設計においては、公立の保育所であることを認識し、華やかな装飾や、非効率な仕様を避け、最小の経費で最大の効果を得るための創意工夫を施すこと。	
構造計画			・本建物は延床面積500㎡超の2階建木造建築物である。したがって建築基準法第6条第1項2号、同法20条第1項第三号イにより同法施工令第81条第3項の定める許容応力度計算が必要となる。（構造体力上主要な部分に集成材を使用する場合も同様） ・建築物の地震力の算定において、主体構造及び基礎構造の強度を割り増す構造用と係数を考慮すること。耐震等級は1.25とする。 ・避難経路を各階とも2方向以上確保し、非常階段やスロープ等川崎市の整備基準を遵守して設定すること。	・園児の安全を確保するとともに、大地震発生時における人的被害を最小限に抑えるため、外装材、内装材及び建具等の建築非構造部材の脱落や破損が生じないように考慮し、家具等の什器備品や設備備品の転倒・落下防止等に考慮した計画とすることが望ましい。
環境性能			・BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）基準の評価ランク☆☆以上の取得が望ましい。	・建築物は地球環境に配慮して、CASBEEのAランク以上の取得を目指すことが望ましい。 ・施設建設時は廃棄物排出量を抑制する公報を採用するなど、省資源・リサイクルに努めることが望ましい。
基礎計画			・基礎は、地盤条件、施工性及び上部構造の規模・形状・構造・剛性等を考慮し、上部構造を安全に支持でき、かつ上部構造に対して均衡のとれたものとすること。（その際、直接基礎の可能性について十分検討すること。）	

注：斜字※印は居室の仕様方法の説明

(仮称) 川崎市生田・生田乳児保育園改築事業

諸元整理表②(案)

—設備・仕様等に関する事項—

		整備基準	望ましい水準
■ 仕上げ計画（諸室計画以外の事項）			
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・木質や木質系再生材などを積極的に活用すること。 ・内装材のホルムアルデヒド等の安全対策を施すこと。（F☆☆☆☆規格品又は同等以上とする） ・雨仕舞や結露の防止等、耐久性とメンテナンス性を確保すること。 ・断熱性や遮音性、床振動等に十分配慮すること。 ・園児の生活の場として相応しい素材や色彩の選択をすること。 ・手すりなど乳幼児が利用するものは、乳幼児の目線・身の丈に合わせて配置すること。 ・錠・コンセント口などは乳幼児の手の届かない高さに設置すること。 ・安全対策のため児童の利用する場所の出隅コーナー部には、面取り等を行うこと。 ・乳児保育室には、衝突時の怪我防止用にコーナーガードを設けることが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が長時間過ごすことから、安全性、機能性に配慮しながらやわらかい、あたたかい雰囲気になることが望ましい。 ・部位等に応じた適材適所の木材料選定を行うことが望ましい。
内装	床	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児用保育室及び遊戯室兼研修室は、フローリングとすること。なお、フローリング厚は12mmでささくれにくく、無塗装品にポリウレタンクリア3回塗以上のものとする。 ・保育室の床面は、下部にクッション材又は断熱材等を敷き、防寒対策を行うこと。 ・トイレ、調理室は乾式の床とすること（ただし調理室の回転がま下部は湿式とする。） ・トイレは、ふき取りがしやすいような床面とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に乳児用保育室は、乳児が転倒しても痛くないような仕様であることが望ましい。
	天井	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室及び支援・研修スペースの天井は、子どもの声が反響しないような仕上げ（吸音仕様など）とすること。 	
	サイン	<ul style="list-style-type: none"> ・室名、ピクト等のサインを設置すること。 	
外装	外観	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児や保護者をはじめ、地域住民にも親しまれるデザインとすること。 ・外壁材の反射など、周囲の民家への配慮を行うこと。 ・維持管理保守面での効率化を図り、清掃、補修がしやすい外装とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開放的な玄関口、暖かみがあって柔らかな色調や、丸みを帯びたデザインの採用、圧迫感を与えない形状などの工夫を行うことが望ましい。
	屋根・ベランダ	<ul style="list-style-type: none"> ・夏期の紫外線対策として、例えば遮光ネットを設置すること。設置にあたっては、園庭面積の半分程度をカバーする仕様であること。 ・転落防止や備品の落下防止など安全確保の観点から柵を設けること。当該柵は園児が登ったり、乗り越えられないような形状にすること。 ・近隣住戸側に面している部分についてはプライバシー保護の観点から相互の視線が気にならないような工夫を行うこと。 ・ベランダの手洗い場及び温水シャワー設備を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上、ベランダ部分は、可能なかぎり園庭として活用することが望ましい。 ・床面は、夏季の熱反射による熱射病対策のため、日射を受けても出来る限り暑くならない素材が望ましい。

建具			
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 内部建具は、児童が勝手に開け閉めすることのないよう、児童が届かない高さに両側どちらからでも鍵が掛けられるような鍵（サムターン鍵等）を設ける仕様とすること。 	
	諸室扉	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に引き戸とする。また児童が指詰め等することのないよう安全に開け閉めできる仕様とすること。 ドアノブなどについては、乳幼児でも操作しやすいよう配慮すること。 	
	窓・はきだし窓	<ul style="list-style-type: none"> 網戸を設置すること。 バックヤード以外の窓部分にはカーテンボックス及びカーテンレールを設置すること。 カーテンレール設置箇所には、その窓サイズに合うカーテン（防災）を設置すること。 外部建具は指詰め防止やガラス飛散防止など安全に配慮したものとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ガラス面は、快適性の観点を配慮した仕様となるものが望ましい（例えば、紫外線軽減など）
■ 外構計画			
	正門	<ul style="list-style-type: none"> 門扉等を設置する場合は、セキュリティシステムが整い、児童が自分で開け閉めするなどの危険がないようなものとすること。 	
	園庭	<ul style="list-style-type: none"> 夏季の紫外線対策として例えば可動式の遮光ネットを設置すること。設置にあたっては、園庭面積の半分程度をカバーする仕様であること。 園庭には、砂場を設置し、上部には、夏季の紫外線対策として、例えばパーゴラや屋根等を設置すること。 園庭に温水シャワー設備を設けること。 降雨後も排水性に優れた仕様とすること。 	
	駐輪スペース	<ul style="list-style-type: none"> 駐輪スペースの上部には、雨天時も送迎がしやすいよう庇を設置すること。 	
	外部看板		
	保育所名看板	<ul style="list-style-type: none"> 親しみやすい色調・文字・デザインとなるよう工夫すること。 	
	掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て家庭への情報提供のため、1800×900程度が貼り出しできる、雨天対応の掲示板を設置すること。 	
■ 設備計画			
	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> 照明、空調などのスイッチ、コントローラーは、各諸室でオン・オフができるようにし、各諸室の入口に設置すること。 照明、空調の機器のスイッチ類は取付け位置や制御範囲について、事前に運営者と十分協議のうえ、工事すること。 省エネルギーへの配慮や木造に応じた設備性能の確保に加え、水光熱費、維持管理費の抑制を十分に考慮すること。 設備機器のメンテナンスや更新に配慮した計画とすること。 照明器具は飛散防止等、園児の安全に配慮した設備とすること。 照明、空調の機器類は、木造、木質化を図った空間を阻害しないような設えとすること。 	

電気設備	受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧受電を原則とする。必要な場合、適切な受変電設備を設置し、分電版・制御盤等について適切に整備すること。 ・高圧受電を設置する場合には、電気事業法にもとづく、経済産業省への届出を行うと共に、主任技術者を選任し、管理にあたること。 	
	電灯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・照度は、JIS規格に従い、適切な照度を確保すること。 ・冬季夕方の送迎を想定し、玄関に屋外照明を設置すること。 ・安全、防犯上必要な屋外照明を設置すること。タイマー方式を採用し、近隣に配慮した照明計画とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費削減の観点から、特殊な蛍光灯管などは使用せず、取替えが容易な汎用品を使用することが望ましい。また、提案により吹き抜け部分や天井を高く取る場合は、電球交換が平易にできるようにすることが望ましい。
	電話設備・インターフォン設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室において、電話機（移設品）を設置し、必要な配管・配線及びコンセントを設置すること。 ・保育室、事務室、調理室間相互でインターフォン等により職員間の事務連絡が行える設備を設置すること。 	
	情報通信設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室においては、有線LAN設備が利用できるよう整備し、必要に応じ、配管・配線及びコンセントを設置すること。 ・事務室に、イントラネットシステム端末機用回線（専用線）、警備システム用回線の設置を行うこと。（機器は移設する） 	
	誘導支援施設設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各出入口にカメラ付インターフォンを設置し、門扉の開閉をオートロック方式で、事務室及び保育室に繋がる対応できるよう整備すること。 	
	放送用設備	<ul style="list-style-type: none"> ・放送用設備を事務室に設置すること。 ・園舎内外にスピーカーを設置すること。 	
	警備・防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室は機械警備を採用すること。 ・防犯カメラを設置すること。 	
	コンセント設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各室に必要な十分な容量のコンセントを設けること。 ・清掃用コンセントを廊下等必要箇所に設けること。 	
機械設備	空調・換気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・各クラス・諸室が個別に対応できる空調方式を採用すること。 ・諸室の用途、換気目的に応じて適切な換気方式を選定すること。また、シックハウス対策に配慮した換気計画とすること。 ・各諸室において、環境に配慮し、各室の使用時間帯にあわせ効率的な稼動ができるよう、空調の方式や系統を提案すること。 	
	衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・便器等の水洗は節水仕様とすること。 ・主要な水洗金具は、レバー式とすること。 	
	給排水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・直圧式を原則とすること。 ・厨房など配管が集積する箇所は、点検等に配慮した設計とすること。 	
	給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房、シャワー、ミニキッチンに給湯設備を設けること。 	
	消火設備	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器等、消防法等法令に基づき必要設備を設けること。 	
	ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・厨房、湯沸し器、個別空調機などにガスを用いる場合は、必要箇所にガスを供給し設備を設置すること。（ただし電力等他の熱源により代用できる場合はガス設備にこだわらない。） 	
	屋外散水設備	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭・植栽散水、調理室勝手口散水の設備を設けること。 	
昇降機設備	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・身体機能に障害を持つ子どもが利用することを想定し、身体障害者も可能なエレベーター設備等を設置すること。なお、大きさは身体障害者を持つ児童と介助者が1名乗れる大きさを確保すること。（通常、児童は利用しない。） ・また、エレベーターによる配膳を想定する場合は、配膳時の利用を想定した配置及び配膳用のカートが入る大きさを確保すること。 	